

農地法第35条第1項に基づく通知に対する事務フロー（R3.3.15改正）

No.	項目	農地所有者等	農業委員会	公社 (農地中間管理機構)	公社様式 (35条関係)
1	農地法第32条及び第33条に基づく農地の利用意向調査 対象:①利用状況調査で把握した遊休農地 ②耕作者不在、又はそのおそれがある農地	■←○			
2	農地中間管理事業を利用する旨の意思表示	○→■			
3	農地法第35条第1項に基づく通知		○→■		
4	①農地中間管理権の取得に関する協議の申し入れ ②貸付希望農用地等の登録申出書の提出依頼	■←○		○	1号の1
5	4の申し入れ、提出依頼をした旨の通知		■←○		1号の2
6	貸付希望農用地等の登録申出書の提出 (4から1ヶ月以内)	○→■			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申出書提出あり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">借入農用地基準不適合または申出書提出なし(協議不成立)</div> </div>					
7	協議不成立の通知	■←○	■←○	○	1号の3または2号の1 1号4のまたは2号の2
		農地の状況が改善されない場合、勧告対象農地(法36条)			
8	貸付希望農用地の登録申出に係る意見聴取 (権利取得の可否に対する意見を聴取し、検討会としての意見決定) (必要な場合は現地調査を実施)		○	○	3号の2 人・農地問題解決加速化推進チーム
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">権利取得:可</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">権利取得:否</div> </div>					
9	農地中間管理権の取得に関する協議 (貸借条件等の確認)	○	○	○	4号の1及び4号の2
10	8及び9の結果に基づき農地中間管理権の取得の可否を決定			○	
11	農地中間管理権の取得の可否を通知	■←○	■←○	○	借り入れる場合 5号の1 5号の2
		■←○	■←○	○	借り入れない場合 6号の1 6号の2
12	11で借り入れない場合、農地に該当するか否かを機構に通知	○→■			7号
13	12で農地と判断した遊休農地を公表及び公表した旨の通知	■←○			8号の1 (関係機関8号の2)

○：項目実施者 ■：通知等相手

※ No.8の意見が権利取得可の場合であっても、No.9の貸借条件等の確認において、受け手への貸し付けが不可能と判断した場合は、農地中間管理権を取得しないこととします。